

広報

佐久

SAKU

Public Information

2014 平成26年

号外

<http://www.city.saku.nagano.jp>

表紙題字揮毫は、内山・安藤城南氏

長野県知事選挙・
長野県議会議員補欠選挙特集



平成25年度明るい選挙啓発ポスターコンクール入選作品
(公財) 明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞
佐久市立城山小学校6年(当時) 中山 就斗さんの作品

8月10日(日)投票日

任期満了に伴う長野県知事選挙は7月24日(木)、長野県議会議員補欠選挙は8月1日(金)に告示され、8月10日(日)に投票が行われます。

市内の投票所で投票できる人

市内の投票所で投票するには佐久市の選挙人名簿に登録されていない必要があります。

登録要件

平成6年8月11日までに生まれた人で、佐久市の住民票に記載されている人。

また、平成26年4月30日までに転入届が済んでいる人。(4月24日から4月30日までの間に、転入届をされた人で、期日前投票、不在者投票を行う場合は、選挙管理委員会までお問合せください。)

市内で転居した人

7月8日以降に市内で転居の届をした人は、お手数でも転居前の投票所で投票してください。

市内に転入した人

県内の他市町村から転入

平成26年5月1日以降に転入届をした人で、旧住所地に選挙人名簿に登録されている人は、県内の最寄りの市役所・町村役場の市民課(または住民課等)で「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、旧住所地の市町村で投票していただくか、不在者投票をし

てください。

他の都道府県から転入

平成26年5月1日以降に転入届をした人は、今回の長野県知事選挙及び長野県議会議員補欠選挙は投票できません。

佐久市から転出した人

平成26年5月1日以降に長野県内の他市町村へ転出した人で、そこに引き続き住所を有し、佐久市の選挙人名簿に登録されている人は、県内の最寄りの市役所・町村役場の市民課(または住民課等)で「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受けて、佐久市で投票することができます。

県外へ転出

長野県知事選挙及び長野県議会議員補欠選挙の投票はできません。

投票所

投票所は、4ページの「投票所一覧」をご覧ください。とにも、これから郵送します「投票所入場券」に記載してありますのでご確認ください。

投票所が変更となる地区

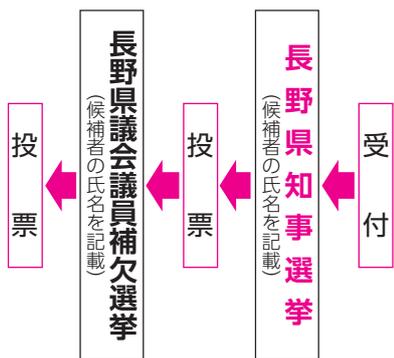
投票区	投票所名	地区
第3	西本町公会場	住吉町・西本町

投票時間

8月10日(日)の投票時間は、午前7時から午後8時までです。なお、馬坂・広川原地区は、午前7時から午後6時までです。投票は早めに済ませましょう。

投票の方法

投票記載所に掲示された候補者の氏名を確認のうえ、投票用紙に候補者氏名を書いて投票します。



代理投票制度

私は字が書けないから投票しない、などと考える権利はない、などいろいろな理由で字の書けない人のために、代理投票の制度がありますので投票所で申し出てください。代筆する者もこれに立ち会う者も投票の秘密を厳守しますので、安心して投票することができます。

きます。

選挙公報を配布します

候補者の政見、経歴などを記載した選挙公報を、区長さんを通じて、8月8日までに配布する予定です。また、市役所、各支所、出張所にも置いてありますのでご覧いただけますし、佐久市ホームページからもご覧いただけます。

なお、郵送を希望される方は選挙管理委員会へお問い合わせください。

インターネットを使った選挙運動

有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、フェイスブック、ツイッター等)を利用した選挙運動はできませんが、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。

候補者は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

お知らせ

現在、市役所本庁舎は、高層棟耐震改修工事のため、西側駐車場の一部を除き利用できません。大変ご不便をおかけしますが、来庁の際は、東側駐車場をご利用ください。なお、西側一階・二階の出入口は利用できます。

長野県知事選挙・ 長野県議会議員補欠選挙

こんなときは期日前投票が利用できます

選挙期日に、仕事やレジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる人はご利用ください。

期日前投票ができる期間 投票期間は、告示日の翌日から投票日の前日まで

県知事選挙 7月25日(金)～8月9日(土)

県議会議員補欠選挙 8月2日(土)～8月9日(土)

※県議会議員補欠選挙は、県知事選挙と告示日が異なるため、期日前投票の期間も異なりますのでご注意ください。

■時間 午前8時30分～午後8時まで

■場所 ●市役所5階501会議室 ●臼田支所 2階第1会議室 ●浅科支所 1階住民室
●望月支所 1階市民ホール

お住まいの地域はもちろん、勤務先や、お出かけ先などの最寄りの佐久市役所、臼田支所、浅科支所、望月支所のどこでも投票できます。

市内の指定病院・老人ホーム等

病院	老人ホーム	介護老人保健施設
浅間総合病院	佐久福寿園	安寿苑
くろさわ病院	シルバーランドみつい	みすず苑
金澤病院	ウェルガーデン佐久	シルバーポート
佐久総合病院	勝間園	つかばら
佐久総合病院	佐久良荘	愛の郷
佐久総合病院	望月悠玄荘	佐久総合病院 老人保健施設
佐久医療センター	結いの家	老人保健施設
雨宮病院	塩名田苑	救護施設
川西赤十字病院	シルバーランドきしの	清和寮
	さくら苑	
	佐久平愛の郷	

※重度の障がいとは

身体障害者手帳	
両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	
両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症まで
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護5

郵便投票における代理記載

身体障害者手帳	上肢・視覚の障害 1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障害 特別項症から 第2項症まで

投票用紙の請求や投票の際に代理記載をさせることができます。この場合の手続については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

●郵便投票における代理記載による投票
郵便等投票制度の対象になる人で次の表に該当するときは、投票用紙の請求や投票の際に代理記載をさせることができます。この場合の手続については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

●滞在地等における投票
佐久市の選挙人名簿に登録されておらず、長期出張や就学などのため、投票日当日佐久市以外の市区町村に滞在する場合には、その市区町村選挙管理委員会で投票できます。この場合あらかじめ投票用紙を請求していただくようになります。

●指定病院等における投票
病気などのため都道府県が指定した病院、施設等に入院、入所して歩行が困難な場合などは、その施設内で投票することができます。

●不在者投票ができる期間
投票期間は、告示日の翌日から投票日の前日まで
県知事選挙 7月25日(金)～8月9日(土)
県議会議員補欠選挙 8月2日(土)～8月9日(土)
※県議会議員補欠選挙は、県知事選挙と告示日が異なるため、不在者投票の期間も異なりますのでご注意ください。

●郵便等による投票
身体に(※)重度の障がいがある人で佐久市選挙管理委員会が交付した「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、郵便等による不在者投票ができます。この場合、投票用紙の請求は8月6日(水)までです。

不在者投票
不在者投票ができる期間

長野県知事選挙・長野県議会議員補欠選挙投票所一覧表

投票所名	投票区域	投票所名	投票区域	投票所名	投票区域
第1投票所 相生町公会場	上の城・岩村田相生町・一本柳	第31投票所 サングリモ中込 佐久市中込交流センター	佐太夫町第1・佐太夫町第2 橋場南・橋場西・橋場東 中込新町	第61投票所 佐久市療育支援センター	御馬寄
第2投票所 浅間会館	稲荷町・大和町・花園町 岩村田本町・荒宿	第32投票所 佐久市役所	中央区南町 中央区北町第1 中央区北町第2	第62投票所 駒寄公会場	駒寄
第3投票所 西本町公会場	住吉町・西本町	第33投票所 佐久市役所中込出張所	北耕地・平賀新町・太田部 荒家・北口・平賀下宿 平賀中宿・平賀上宿 アヴェニュー	第63投票所 上原公会場	上原
第4投票所 佐久市福祉総合センター	猿久保・猿久保東	第34投票所 常和公民館	常和南・常和北	第64投票所 中原構造改善センター	中原
第5投票所 長土呂公会場	長土呂	第35投票所 瀬戸公民館	西耕地・瀬戸中 瀬戸東・瀬戸南	第65投票所 佐久市浅科支所	下原
第6投票所 上平尾研修センター	横根・上平尾	第36投票所 内山保育園	松井・町下・町中 町上・肘水・中村	第66投票所 浅科福祉センター	八幡 (上町・中町・大平)
第7投票所 下平尾公民館	下平尾	第37投票所 相立公民館	相立・苦水	第67投票所 八幡下農業生活改善施設	八幡(本町・宮本 桑山・入の沢)
第8投票所 中佐都会館	赤岩・平塚・根々井 塚原・上塚原	第38投票所 大月集会所	大月・黒田	第68投票所 御牧原多目的集会所	御牧原
第9投票所 常田公民館	常田	第39投票所 東地公民館	東地	第69投票所 矢島老人憩いの家	矢嶋
第10投票所 下塚原公会場	下塚原	第40投票所 西地公民館	西地	第70投票所 駒の里 ふれあいセンター	長坂・城下・東町 八千代町・神田町 末広町・金井町・栄町 昭明町・本町・上本町 西町・県町・古宮 御桐谷町・吹上町
第11投票所 根々井公会場	根々井・大塚	第41投票所 安原公民館	安原	第71投票所 印内地区農業生活改善施設	印内・印内原
第12投票所 横和公会場	今井・三河田・横和	第42投票所 伊勢林公民館	紅雲台・伊勢林・駒場	第72投票所 茂田井区民会館	茂田井 立科町茂田井(※)
第13投票所 鳴瀬老人憩いの家	落合・北岩尾・南岩尾	第43投票所 新子田世代交流館	新子田	第73投票所 観音寺区農業生活改善施設	観音寺・立科町大字 茂田井観音寺(※)
第14投票所 大和田集会所	大和田・白山	第44投票所 志賀下宿公会場	五十貫・志賀下宿 志賀中宿・志賀上宿	第74投票所 百沢地区農業生活改善施設	御牧原・百沢・牧布施
第15投票所 小田井下宿公民館	小田井下宿・荒田	第45投票所 駒込公民館	駒込	第75投票所 布施地域 コミュニティセンター	入布施・式部
第16投票所 西屋敷集会所	西屋敷	第46投票所 美里区公会場	諏訪・中荒・下荒 美里	第76投票所 抜井地区農業生活改善施設	抜井・中居・中石堂
第17投票所 野沢会館	田町・野沢本町・中小屋 十二町・取出相生町 取出中・取出上・本新町	第47投票所 住吉集会所	白田中町・住吉・伊勢 上荒・旭ヶ丘・平	第77投票所 布施南部地区 農業生活改善施設	雁村・大木
第18投票所 原公会場	原上・原中・原下 原曙・原宮巻・原東南 原西南	第48投票所 白田館	白田勝間・城山・城下 宮本・稲荷・中央	第78投票所 長者原地区農業生活改善施設	藤巻・一の原・長者原 東長者原・西長者原
第19投票所 鍛冶屋公会場	鍛冶屋・高柳	第49投票所 下小田切公会場	滝・横山・下小田切 泉ヶ丘	第79投票所 御鹿の郷 地域ふれあいセンター	下之宮・善郷寺・高橋 北春・上新・金井 堀端・大西・向反
第20投票所 跡部老人憩いの家	跡部	第50投票所 湯原公会場	湯原・湯原新田	第80投票所 新田地区農業生活改善施設	竹之城・新田・湯沢
第21投票所 三塚公会場	三塚・泉野	第51投票所 上小田切西区公会場	上小田切西・上小田切	第81投票所 新町公民館	新町・宮之入・三明 茂沢・入片倉
第22投票所 中桜井公会場	上桜井・中桜井 下桜井・北桜井	第52投票所 切原会館	中小田切・北川	第82投票所 入新町公会場	入新町・岩下
第23投票所 農村環境改善センター	今岡・下県東・下県西	第53投票所 岩水公会場	岩水	第83投票所 望月小学校駒の子ひろば	片倉・比田井・天神
第24投票所 平井公民館	相浜・平井	第54投票所 入沢集会所	入澤	第84投票所 高呂区農業生活改善センター	協東・高呂
第25投票所 沓沢公民館	沓沢・東立科	第55投票所 青沼会館	三条・十日町	第85投票所 大谷地生活共同館	大谷地
第26投票所 竹田公会場	糠尾・日向・竹田 下平・熊久保	第56投票所 下越区公会堂	下越・竜岡・三分	第86投票所 協西公民館	協西
第27投票所 前山地区会館	小宮山・弥生ヶ丘 前山北中・前山南 洞源・泉	第57投票所 大奈良公会場	清川・大奈良・原 上中込	第87投票所 小平公民館	小平・三井
第28投票所 大沢地区社会体育館	地家・大沢下町 大沢中町・大沢上町 大地堂	第58投票所 田口中町公会場	丸山・宮代・川原宿 田口中町・下町		
第29投票所 大沢新田公会場	美笹・大沢新田	第59投票所 馬坂特農館	馬坂・広川原		
第30投票所 中込第2保育園	杉の木・石神・権現堂 前林・三石・三家第1 三家第2	第60投票所 浅科会館	塩名田		

(※)……佐久市地籍分

■お問い合わせ 佐久市選挙管理員委員会 ☎62-2111 (内線551)

2014(平成26)年7月24日発行

発行/佐久市(〒385-8501 長野県佐久市中込3056) 編集/企画部広報広聴課(TEL0267-62-2111 FAX0267-63-1680)